

株式会社柳川合同

次世代法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和4年9月1日～令和6年3月31日まで

2. 目標

1 育児休業者ができた場合は代替要員を確保し、復帰後には社内研修を行う

【目標を達成するための対策】

管理職への研修を行い、社内への周知を行う

2 育児休業法、育児休業給付、産前産後休暇など諸制度の周知

【目標を達成するための対策】

管理職への研修を行い、社内への周知をおこなう

3 時間外労働時間を管理し、社内基準の残長時間に収める

【目標を達成するための対策】

管理職への業務改善の会議を行い、部署内の流れをよくする